

紀要

第 17 号

2004.3

財團法人滋賀県文化財保護協会

信楽と丹波・越前

—その形態の比較—

松澤 修

信楽は13世紀中葉の開窯という中世陶器の中では開窯の遅い、いわば、“遅れてやってきたもの”であり、その点で先進の陶器産地の影響を色濃くその製品に宿している。特に当時の大生産地である常滑の影響を強く受けていることは否めない。それは製品の形態的類似ばかりでなく、信楽の主な流通範囲が近江の琵琶湖東側の南半部、伊賀地方や大和の名張地方、という内陸部にあると言う点である。それは常滑の製品の搬入には時間と労力を多く費やす地域であり、それを補う形で信楽の窯場が造られ、以降それらの地域では常滑に代わって中世の陶器の主要な産地として認知され、その製品が使われていることからも窺える。一方、信楽には常滑とは異なった要素がまた多く認められる。それは本稿で述べようとする越前のそれであり、また丹波のものである。このうち丹波との交流は以前に小文（拙稿「信楽と丹波」『紀要』第3号 財団法人滋賀県文化財保護協会 1990年）を為している。そのほか全般に関わる点については別稿（「信楽編年の覚え書き」『滋賀文化財だより』No143 1990年）がある。この小文ではそれらを踏まえてさらに簡単な検証を加えてみようとするものである。

1. 越前陶との比較（図1～図6）

信楽陶はこれまでにも言及してきた如く、越前陶との共通項が多くある。この項ではそれについて主に形態の点から両者の比較を考えてみよう。

ここで呈示した越前陶の資料は福井県陶芸館の資料（1～10、12～16）、愛知県陶磁資料館の資料（18）、東京国立博物館の資料（11）、箱根美術館の資料（17）である。更に、その比較の信楽陶の資料として三重県佛土寺の資料（20～26）、滋賀県近江八幡市の金剛寺遺跡出土の資料（27）、同野洲町上永原城跡出土の資料（28）、個人所蔵の資料（29）三重県青山町安田墓地の資料（第10図1）を挙げてある。佛土寺

の26は常滑陶であり、20は産地を決めかねている資料である。

越前陶と常滑陶の形態の類似は夙に指摘されており、その点で越前陶の12と常滑陶の26はほぼ同一の形につくり、それを裏付けるものである。ただその口縁部のつくりで常滑陶が縁帯の下部を垂下させるのに対し、越前陶はそれを垂下させていない点に違いがみられる。越前陶の、口縁部を縁帯につくる例はこの縁帯を垂下させない作手を続けており、2の如き例外を作るもののこの形態が主流となる如くである。14は「は」の字などを櫛書きする壺であり、これの写しとも見える24の如き信楽の壺がある。この両者の違いは上述の常滑陶と越前陶との相異とした口縁部の縁帯の垂下の有無である。信楽陶では一部に例外は作るもの、より新しい段階まで口縁部の縁帯は垂下させる作手主流である。しかし、この壺の形態は常滑陶ではなく、越前陶の特有のものである。従って、信楽陶では越前陶と常滑陶の形態を折衷させたものを製作したものと言い得よう。18は常滑陶に通じる壺であり、信楽陶においても、例えば、25に見られる如く作られている。17は「元亨三年」銘の大甕であるが、言うまでもなく常滑陶の大甕にも同様の形態があり、さらに信楽陶の27の大甕も同じ形態につくる。3の越前陶の壺は口縁部が頸部に付く形で、これは信楽陶のⅡ期からⅢ期にかけて見られる口縁部の形態であり、更に、その口縁部の内面には信楽陶に特有のものと言われる沈線が見られる。この沈線は1の壺にみられる内面の段が変化したものと考えられるが、9の壺では口縁部が頸部と一体化して肥厚するもので、やはり、その内面に沈線が施されている。また、より新しい6の壺にも口縁部の内面に沈線が施されている。こうした内容は信楽陶に通じるものであり、口縁部内面に沈線を施すことは、少なくともより古い段階では信楽陶だけの特徴ではなく、越前陶にも通じる内容であり、

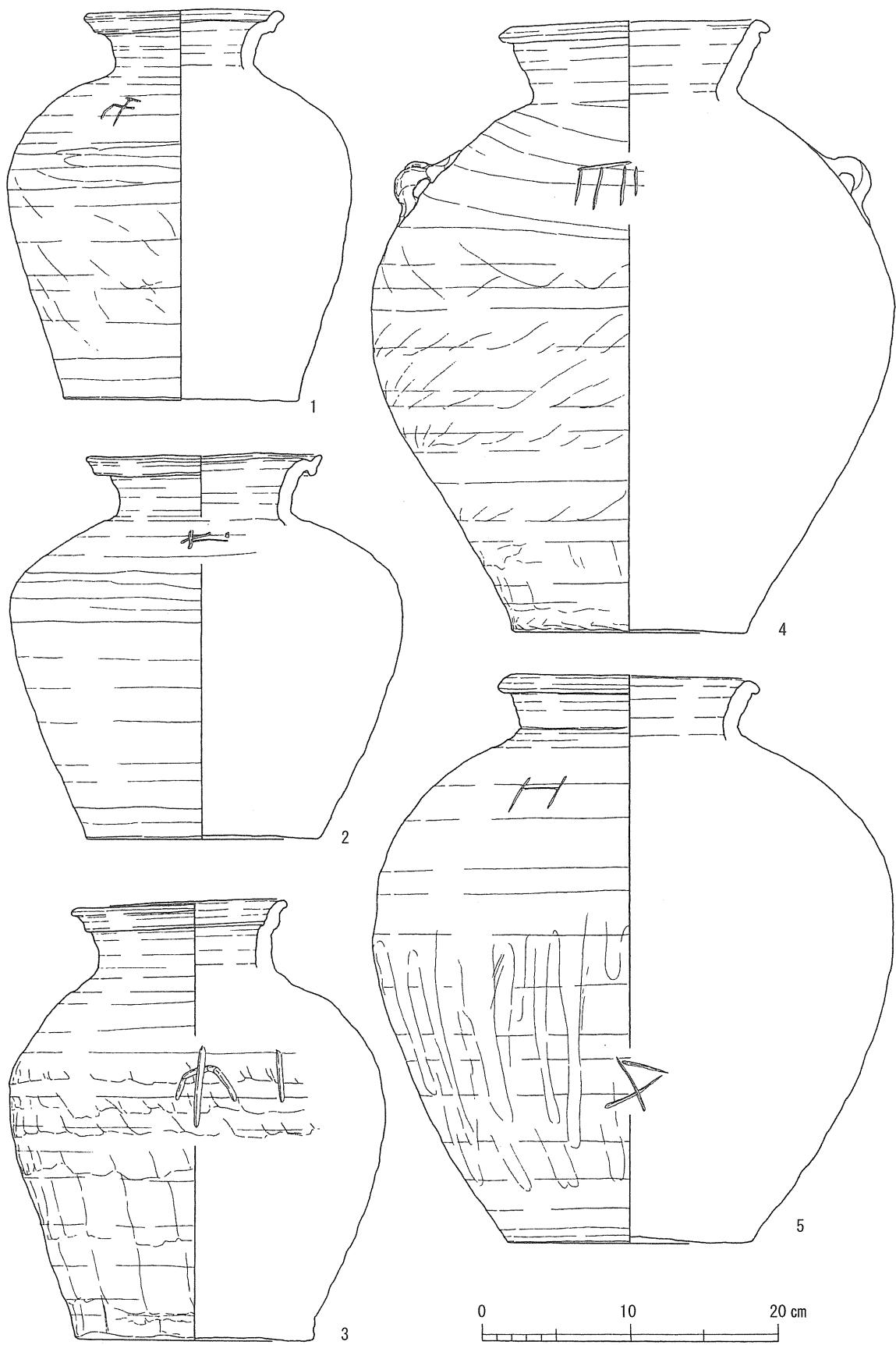


図1 越前(1)

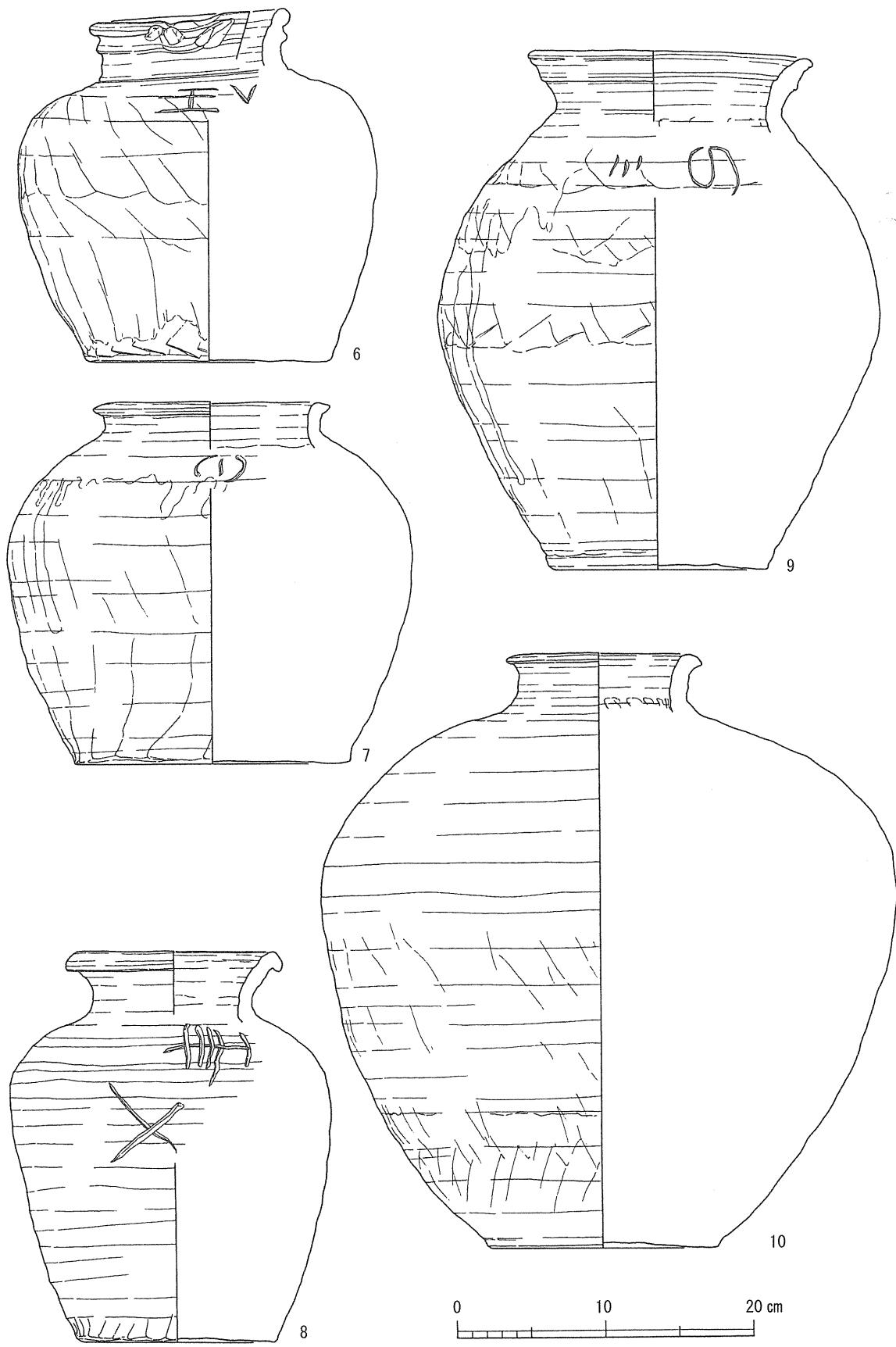


図2 越前(2)

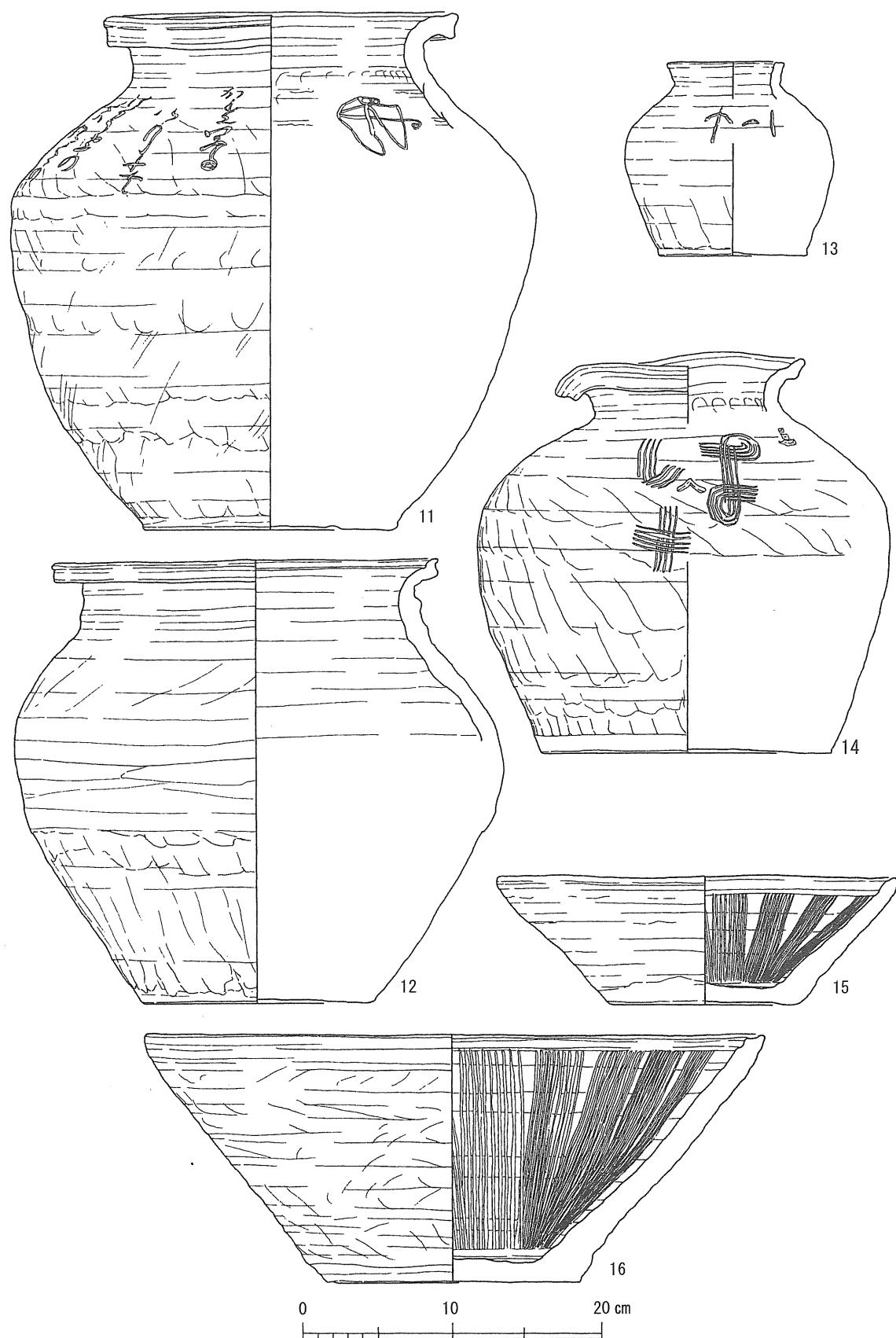


図3 越前(3)

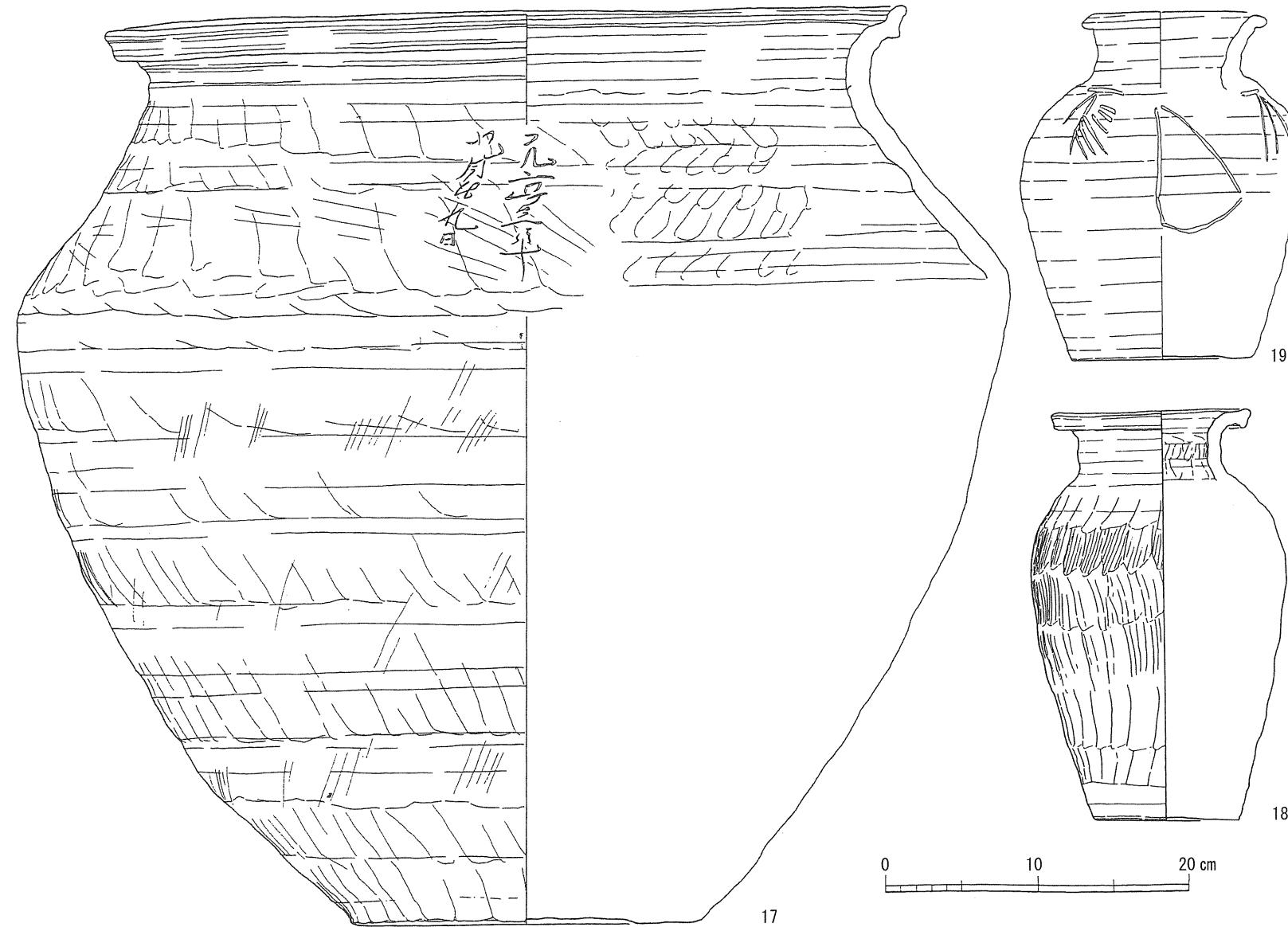


図4 越前「元享三年」銘甕(17)と壺(18)、信楽壺(19)

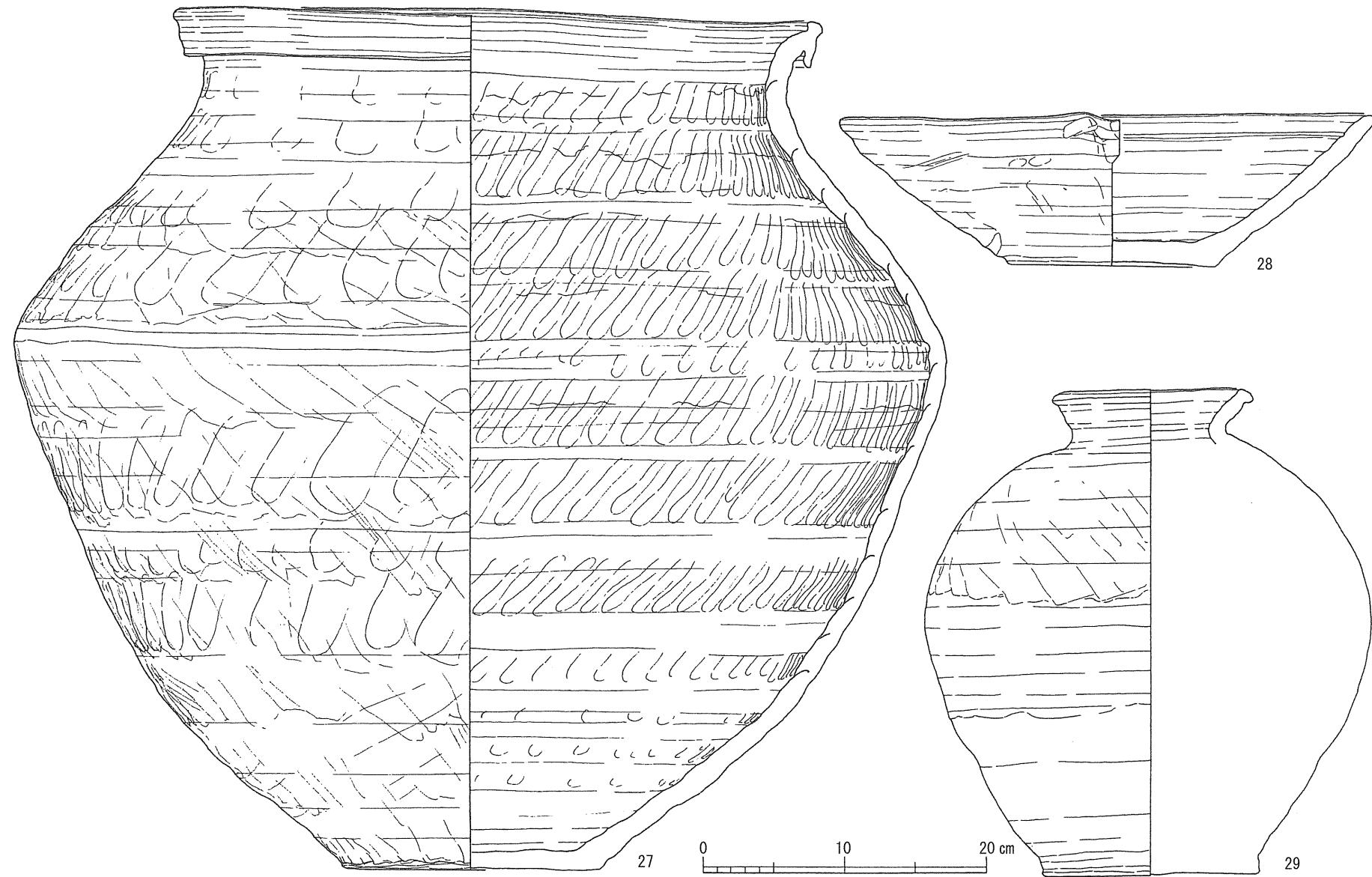


図5 越前陶との比較 信楽製品

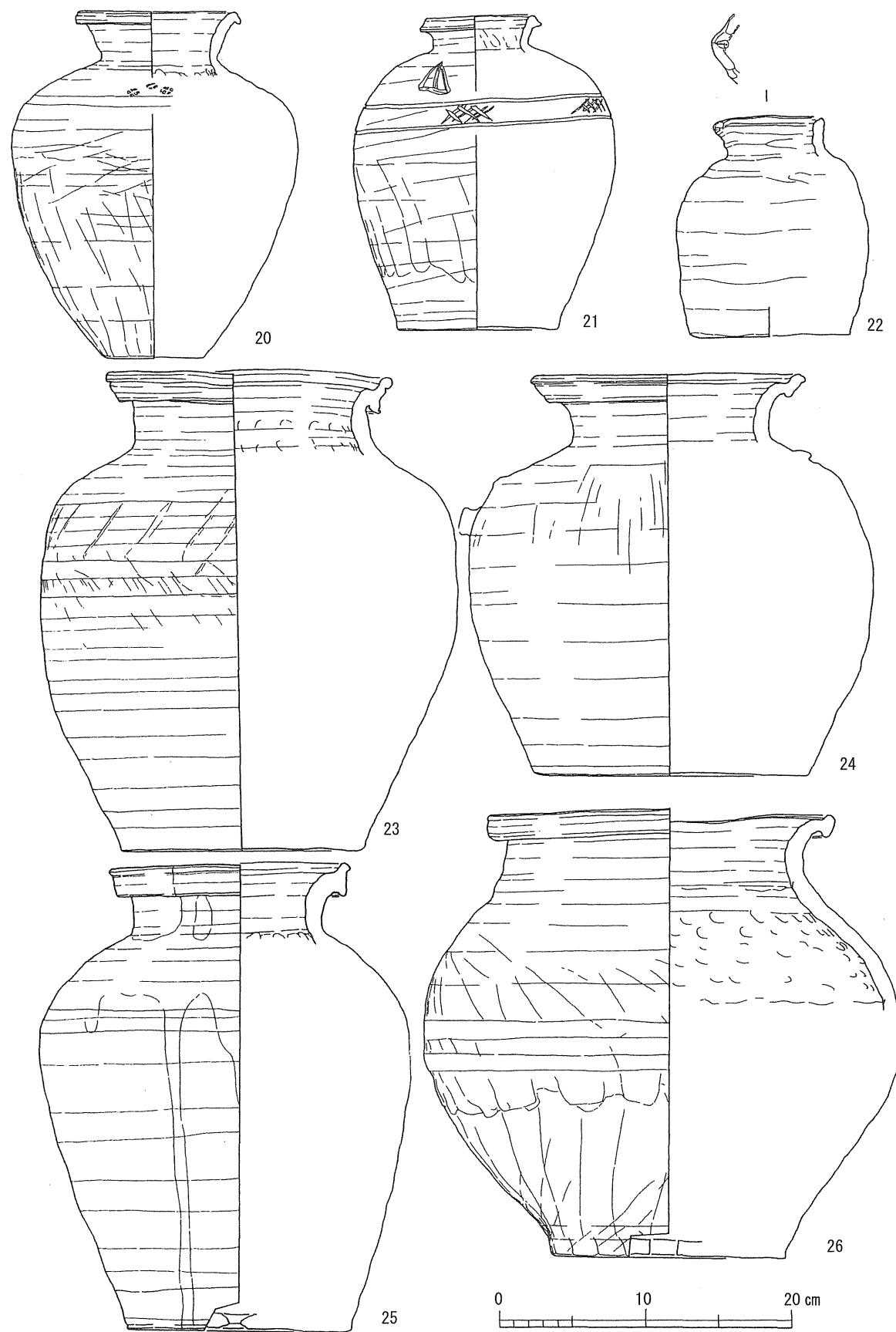


図6 三重県佛土寺出土資料

初期の信楽陶が越前陶に範を得ていることから考えて、それはむしろ越前陶から受け継いだものと言うかも知れない。ただ、信楽陶ではこの沈線を凹線に変えて甕などに施すことが続けられるのに対し、越前陶ではそれを付すことが少なくなる違いはある。越前陶と信楽陶との形態上の類似は上記の如き段階に限らず、例えば、10の越前壺に対しては30の安田墓地出土の信楽壺が対比できる。この安田墓地出土の壺には櫛目による記号が付されているが、この櫛目文は信楽陶では余り例の多くないものであり、越前陶では先の「は」の字文の壺にもみられる如く類例の多い文様であり、その器具である。28の信楽大平鉢はその口縁内面に櫛状工具による格子目文をしており、その口縁の形状、あるいは、口縁内面の沈線共に越前陶の擂鉢の形状につくるものである。また、4の越前双耳瓶には29の信楽壺が対比出来る。その形態上の類似も特筆に値するが、特にその口縁部の特徴は信楽陶の当該期・V期の著しい特徴であり、それは擂鉢などにも波及して作られているのである。より新しい段階にも越前陶の影響が及んでいることを示しているのである。この他、8の越前壺には極めて特殊な記号が付されているが、信楽陶においても、19の壺にそれと類似した記号が付されているのが認められる。この両者は形態的にも共通するものがあり、注目されるのである。この他、次項で述べる如く擂鉢においても形態上の類似が見られるのである。以上、若干の資料を通じて信楽陶に対する越前陶の影響を述べてきたが、勿論、この両者にはそれぞれ特有の製品が作られていることは論を持たない。

2. 丹波陶との比較（図7～図9）

丹波陶と信楽陶との間にはその成立、焼成に起因する相異が多く認められる。しかし、詳しくその内容について観察すると、また、多くの共通点がある。それは中世陶器のもつ社会的必要性であるのだが、本項ではその共通性について、前稿に続けて聊かの考察を述べてみるものである。

前稿では16世紀末から17世紀の擂鉢について、主にその形態から当該期に丹波陶と信楽陶との間に深い関係が存在していたことを記述した。そしてその

17世紀には両者ともそれまでの展開を踏まえつつ、中世陶から近世陶として汎列島的な要請に応えるべき擂鉢を生産するにいたった事を指摘した。本稿ではその前段階の擂鉢を取り上げ、丹波陶と信楽陶が底流として持つ深い関係を記述しようとするものである。以下、それぞれの産地の擂鉢の特徴を述べ、それを通じて両者の関連について考察してみよう。

(1) 丹波の擂鉢

丹波の当該期の擂鉢、あるいは、他の器種についてもそうであるが、15世紀後半から16世紀前半の窯跡は確認されておらず、その実体は杳として明らかではないが、消費地の調査が進展し、その内容が明らかとなりつつある。ここでは管見した近江で出土している擂鉢を取り上げ、聊か、私見を披露してみよう。

近江で丹波陶とみられる擂鉢が出土している主な遺跡は彦根市古屋敷遺跡、同妙楽寺遺跡、近江八幡市堀之内遺跡、安土町石寺遺跡、同・山本川遺跡、同・十七遺跡、守山市杉江遺跡、大津市浮御堂遺跡などである。その他少量ながら出土している遺跡は可成り存在し、ある程度、15世紀から16世紀にかけて近江で流通していたことが知れるのである。これらの遺跡のうちまとまった形で出土している彦根市古屋敷遺跡の例を取り上げ観察してみよう。この古屋敷遺跡では近江の北部の遺跡では珍しく、信楽の擂鉢も多く出土しており、その比較に良好な遺跡である。

本遺跡の丹波陶の擂鉢はその口縁部の形態から大きく二つに分類できる。Iはその口縁部をつまみ出し、尖らせて収めるもの(9、11)。IIは口縁端部の上端をナデすることによりその断面を方形にするもの(5～8、12)である。両者ともに全体に薄手で、底部は平らに作り、そこから斜めに立ち上げる形に作り、口縁部の内面に沈線を施している。その器表面には丹波陶特有の指頭圧痕がみられる。また、その擂り目は強い薬研彫り様の10本程の櫛状工具によるものである。この内容はこれまでの丹波陶の擂鉢の内容と大きく異なるものであることに気が付く。それはこの時期の丹波陶の擂鉢は全てヘラ状工具による1本単位のものが基本であり、複数の単位の擂

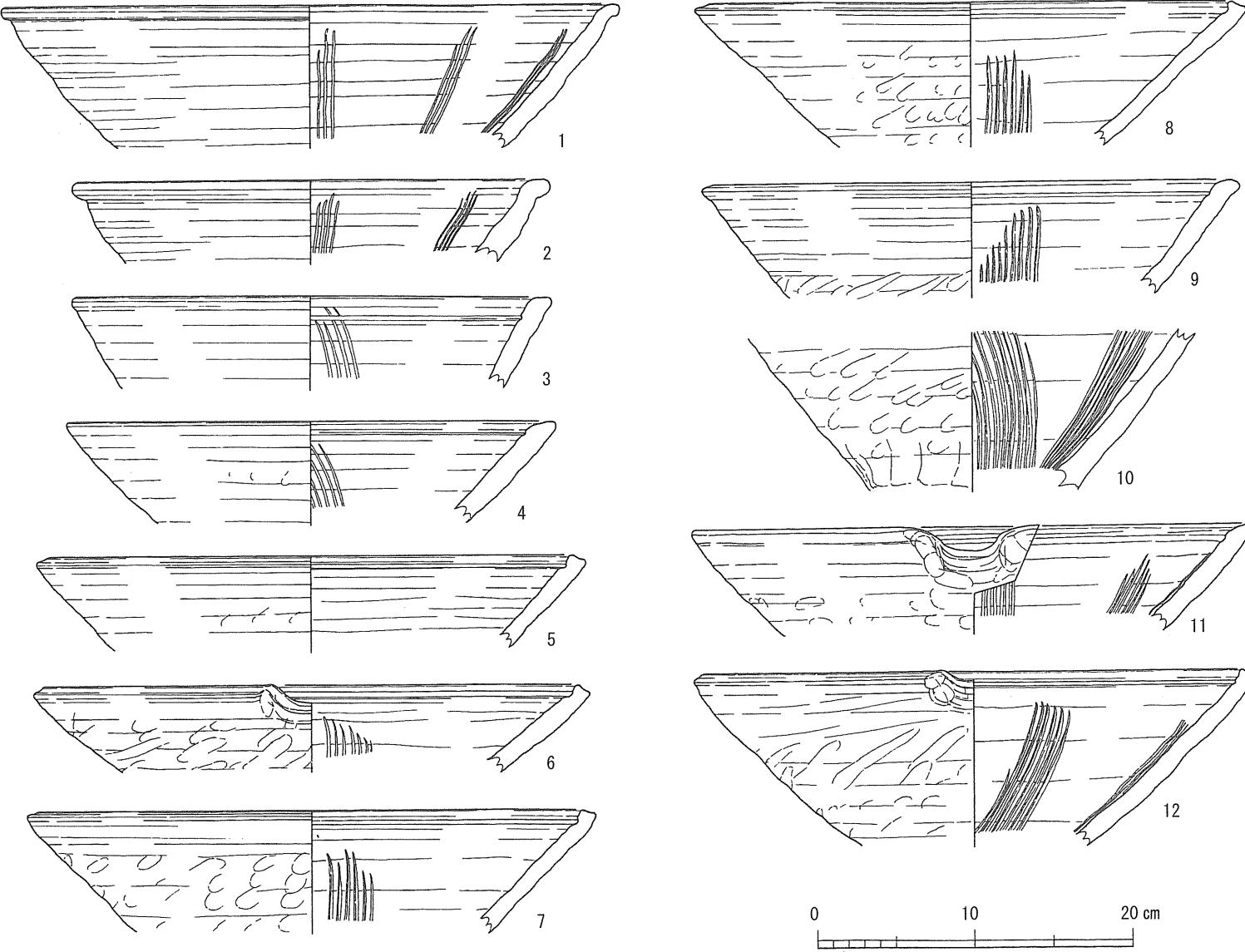


図7 稲根市古屋敷遺跡出土品(1)

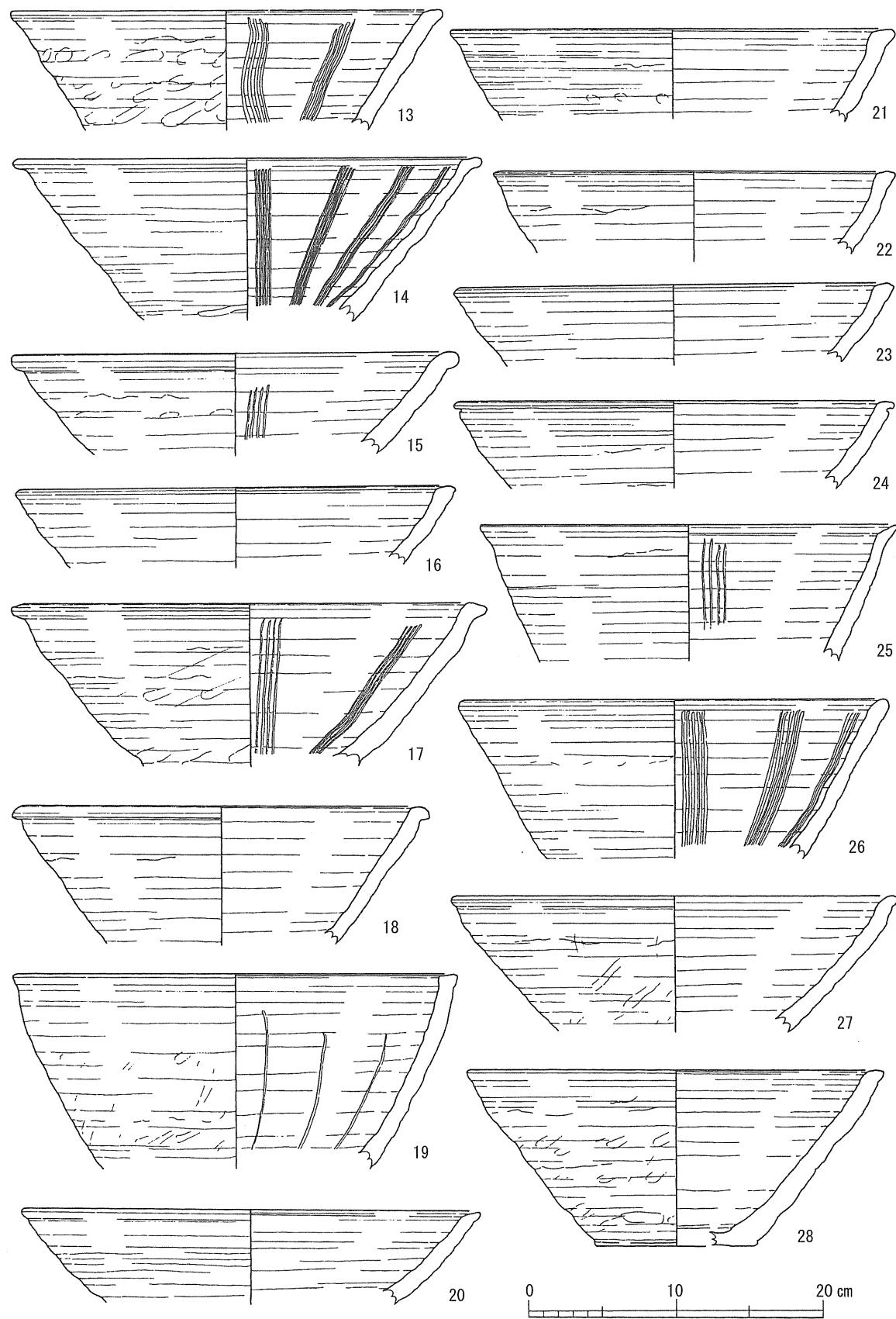


図 8 稲根市古屋敷遺跡出土品(2)

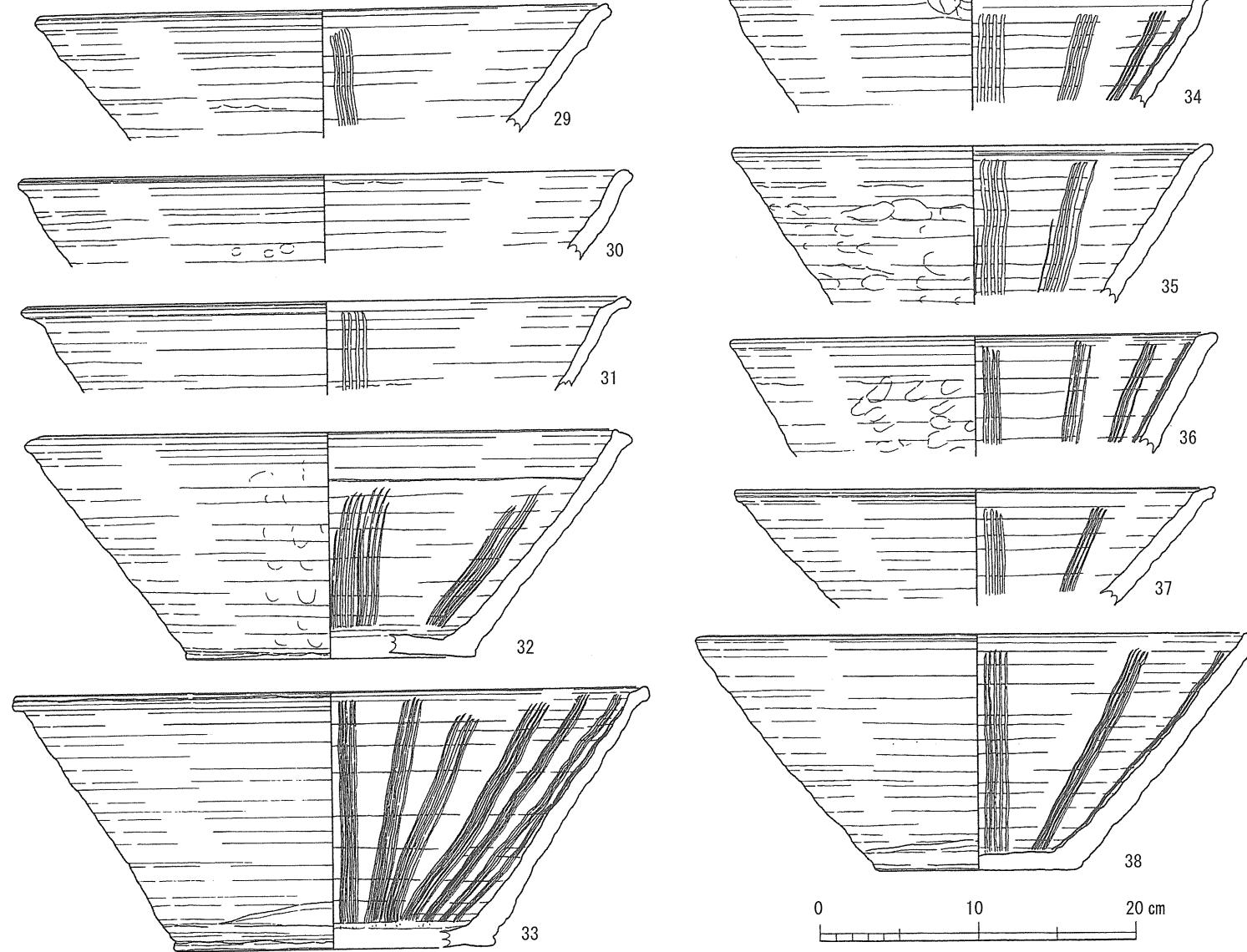


図9 彦根市古屋敷遺跡出土品(3)

り目はまだ出現していないとされているからである。しかし、これは前稿で述べた如く、1本単位の擂り目以外に櫛状工具の擂り目をもつ擂鉢がより古い段階で作られていることは明らかである。古屋敷遺跡の例は胎土、技法、焼成などの諸要素が丹波陶のものであり、丹波陶の擂鉢と考えられ、叙上の考えを跡付けるものである。このI、IIの形態の相異は時間差として捉えられよう。丹波陶の16世紀後半以降の擂鉢の口縁端部の形態は全て、その口縁端部の断面を方形に作ることから見て、Iが古く、IIがそれに続くものとみられよう。全体の形状ではこのIIタイプは前稿で記した下立杭窯跡のI類、釜屋北窯跡のI・II類に酷似するが、基本的な相異はその擂り目の違いである。古屋敷遺跡のIIタイプの擂鉢が10本単位の、歯数の多い櫛状工具を使用して内面の4～5カ所に強く搔き上げる形で刻んでいるのに対し、下立杭窯跡などの例は4～5本単位の歯数の櫛状工具で内面のほぼ全体にその端を揃えて刻んでいる点である。古屋敷遺跡のI・IIタイプの擂り目をもつ擂鉢は下立杭、窯屋北両窯跡共に出土しておらず、その点からしても両窯跡の同様の口縁部をもつ擂鉢に先行するものであることが知れる。このI・IIタイプの擂鉢ではIタイプが先行するものであると考えている。それは先述した口縁部の形状の他に、この両者は共にその擂り目を本数の多い櫛状工具で強く搔き上げて為すのであるが、Iタイプではその本数が9～12本間にバラつくのに対し、IIタイプでは10本に限定されるという、やや、規則性があるからである。これらのうち、IIタイプは丹波陶に特有の口縁形態であるが、Iタイプは信楽陶や越前陶に通じる口縁の形態である。この点については、更に、後述する。

(2) 信楽の擂鉢

古屋敷遺跡では先述した如く、丹波の擂鉢の他、信楽の擂鉢も多く出土している。それは形態などの特徴から、五位の木・釜ヶ谷・牧8号・南松尾・寸越・東出・大釜谷などの窯跡の製品とみられる。ここではかなりの変化形があり、信楽の窯跡ではあまり見られない形のものもある。これらのうち、注目されるのは口縁部内面に沈線を施す例と口縁の断面

形が方形となる例である。いずれも先にあげた丹波の擂鉢にある特徴であり、それとの関連が指摘出来るものである。この古屋敷遺跡の信楽の擂鉢は器形の変化もさることながら他の器形もそうだが—その年代の幅の広さも特筆に値する。14世紀後半の、所謂、捏鉢の段階から17世紀にいたるものが連綿として出土しているのである。口縁内面に沈線を施す例は3の如く、はっきり付けるものと、35の如く僅かに付けるものがあるが、いずれもその口縁端部を尖らせて収めており、共通するものである。口縁端部の断面を方形に収める例は、その端部をナデて方形にするもので、寸越・南松尾・東出窯跡の製品である。また、19は口縁端部の上面をナデてその断面を方形に近くするもので、椀形のかなり深い形につくり、その擂り目はヘラによる一本擂り目で五位の木窯跡の製品である。一本擂り目の擂鉢は遺跡からはある程度出土するが、窯跡の資料は多くない。窯跡でこの一本擂り目の擂鉢を出土するのは五位の木・南松尾窯跡であり、信楽では例外的な製品といえようが、また、遺跡からある程度出土する点からは、一定の段階をもつ製品ともいえるのである。それはこの擂り目を付ける擂鉢が、擂り目をつけない・捏鉢と一時期併存して作られていたとするものである。そのような内容については別稿で考察を加えている（拙稿「南松尾窯跡」『出土文化財資料化収納業務報告書II』2004年）。以上、三種の信楽擂鉢を記述したが、これらは全て、丹波の擂鉢に共通項があると考えられるものである。勿論、これら以外に信楽本来の形態につくる擂鉢も多く出土している。上述した三種のうち、口縁部に沈線を施す3と35は丹波のIタイプであり、口縁部の断面を方形にするものは丹波のIIタイプに、また、19はやはり丹波の擂鉢にその原型がもとめられるものである。3や19などの口縁部を屈曲させずにつくるものは信楽に本来ないものであり、更に、口縁内面に沈線をつけるものも、この段階で新しく採用された属性である。この形態は丹波陶においても画期的なものであり、丹波陶本来の形態ではなく新しい属性である。口縁部を方形の断面とするものは丹波陶において、その稻荷山窯跡期から採用されてきたもので、これ以降もその形態のものが主流である。従って、この口縁

の断面を方形につくるものは信楽陶の本来の形態でないことから、丹波陶の形態を模倣したものと考えられる。この信楽陶にとって新しい属性といえる内容について考えるにあたり、丹波陶の擂鉢の流れを見ておこう。

I. 三本峠北窯跡。丹波陶の鉢類の最も古い製品はこの窯跡の製品と考えられ、それは底径を小さくつくり、体部は深く内湾させて開いて立ち上げ、口縁部は若干「く」の字状に外方に折り曲げ、その端部は上端をナデて小さな縁帶状につくるものである。擂り目がない、所謂、捏鉢である。その形態からみて東播系須恵器がその原型とみられる。

II. 源兵衛窯跡にその製品がある。内湾して立ち上がる体部から口縁部で一反外 反し口縁は縁帶状につくる。I に比べて口縁の上端を丸みを帯びさせる。

III. 床谷窯跡、太郎三郎窯跡などにその製品がある。体部は椀形につくり、口縁部は外方に折り曲げて白磁の椀の口縁と同じ玉縁形につくる。

IV. 床谷窯跡、稻荷山窯跡などにその製品がある。体部は深い椀形で、口縁部はその上端をナデてその断面を三角形につくる。

V. 稲荷山窯跡などにその製品がある。IV と同様に深い椀形で、その口縁部は断面を三角形につくるが、それはより上方に引き延ばされた形でやや内側に折り曲げる形としている。この段階からヘラ刻みによる一本擂り目が施されるが、それは疎らなものである。

VI. この段階の窯跡は不明である。消費地では中尾城跡などにその例品がある。体部は深い形につくる。底部から直線的に開いて立ち上がり、口縁部はその上端をナデて肥厚させずにその断面を方形につくるものと、その外側をナデて丸く収めるものとがある。擂り目はヘラ刻みによる一本擂り目を密に施す。また、その内面の見込みにも擂り目が施される。この段階に古屋敷遺跡の櫛状工具による複数の擂り目をもつ擂鉢が加わるものと考えられる。

VII. 下立杭窯跡などにその製品がある。全体の器

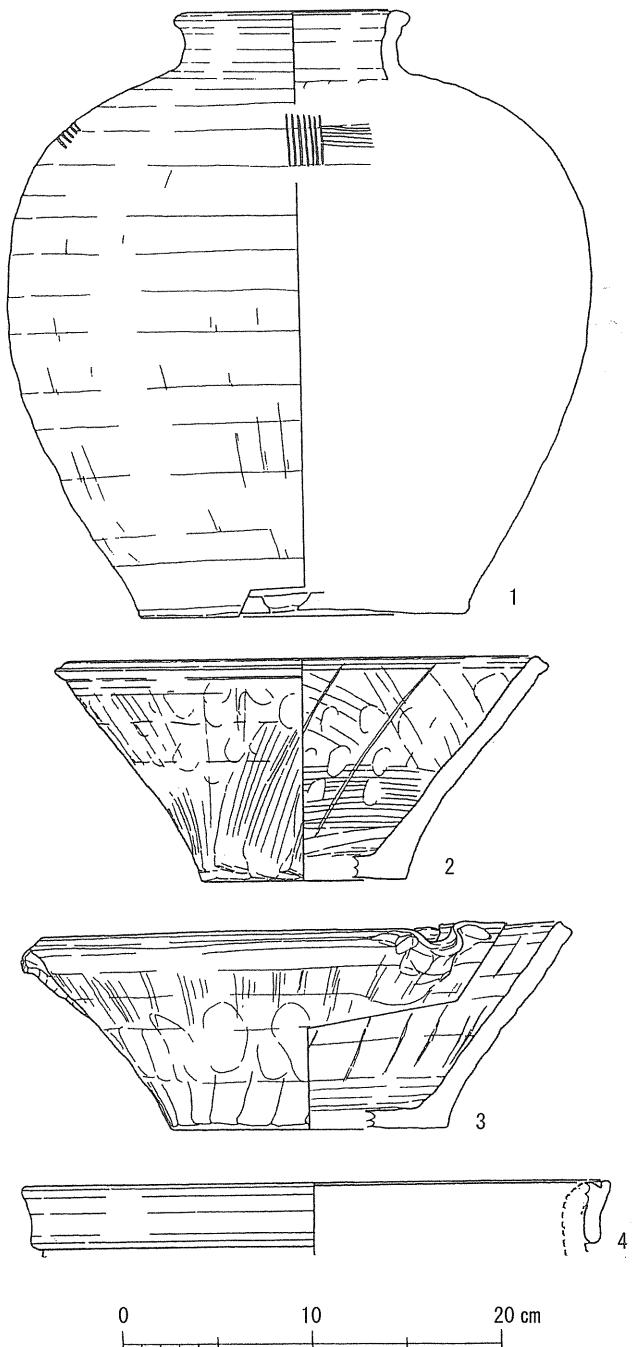


図10 信楽資料

形は浅く、平たいものになる。口縁部はその上端をナデて断面が方形となる。その内面に沈線が付けられる。擂り目はヘラによる一本擂り目と、櫛状工具による擂り目の二種のものがある。これらの擂鉢はその内面の丁寧なナデと、それ呼応する外面のユビオサエ痕が明瞭に観察できる。

VIII. 釜屋北窯跡などにその製品がある。浅く平たい形につくる。薄手で、その口縁部は縁帶につくり、

擂り目は7～8本歯の櫛状工具による規則的なものである。丹波陶の擂鉢の大筋の流れは以上で明らかに如く、深い椀形の器形から浅く平たい器形への変遷であり、また、捏鉢から擂鉢へ、擂鉢とする時点でのヘラによる一本擂り目の採用があり、この技法が続けられるなかで複数擂り目が一部に取り入れられ、それが併用される時期を経て、全国的に統一される縁帶口縁をもつ複数擂り目の擂鉢となるものである。

このように丹波陶においてはV期の稻荷山窯跡の時期から口縁部を断面が方形に作る形につくり、一本擂り目を付ける形にするもので、それは19の信楽の擂鉢に採用されているのである。信楽の擂鉢は基本的に口縁部を外反させ、その端部を尖らせて収めるもので、やはり、全国的に器形が統一される縁帶口縁の擂鉢の時期までその形態は続けてつくられるのである。古屋敷遺跡の丹波の擂鉢のうちの11、信楽の擂鉢の3は先述した如く両窯場において、やはり、特異な製品といえよう。従って、それは丹波、信楽以外の形態であり、具体的には越前陶の要素と考えられる。越前の擂鉢は器高に比して口径が大きい形態で、口縁部は直線的に延びる形のまま尖らせて収めるもので、その内面に沈線を施している（第3図15、16）。この形態はまさしく如上の製品の特徴であり、丹波、信楽の擂鉢に越前のそれの形が取り入れられたものと考えられる。丹波のI・II類の擂鉢の擂り目は薬研彫り様の歯数の多い櫛目のものであり、それはまた、備前・越前の櫛目に通じるものであることもその例証となるであろう。上記した如く、上永原城跡出土の鉢もその例証の一つである。

3.まとめ

以上の内容から、丹波陶と信楽陶そして越前陶の三窯場の器種の交流が窺えたが、それは対等のもの

では無いこともまた、明らかとなったと考えられる。つまり、越前の擂鉢の形態は丹波そして信楽へ移入され、丹波の擂鉢の形態は信楽へ移入されるものであり、信楽は常に他の産地の形態を取り入れる立場にあったことが観察できる。これは信楽がその成立の当初から他の産地との交流のもとに成立していく事情にその要因があると思われる。因みに、信楽陶ではその成立の当初から常滑陶の影響を直接的にうけているが、中でも、神山4号窯跡ではそれ以降も常滑陶そのものとも言うべき製品を生みだしている。それは例えば鉢（第10図2。同3は信楽町宮町遺跡出土の三ツ口の鉢、神山4号窯跡の製品とみられる）であり、また、甕（第10図4）である。隣接する五位の木窯跡が信楽独自の製品をつくりだしているのに対し、際だった対照をみせている。この例でも明らかな如く、常滑陶では擂鉢はつくられず信楽ではそれがつくられるのであり、そこにはまた、常滑陶そのものではない信楽陶の姿が見えるのである。

信楽陶における越前陶、丹波陶の影響について叙述してきたが、この他にも多くの比較しうるものがあり、このような交流がどの程度まで敷衍できるのか今後さらに考察を加えることとする。

本稿を叙述するにあたって、三重県青山町教育委員会、愛知県陶磁資料館、東京国立博物館、箱根美術館、彦根市教育委員会、福井県陶芸館、MIHO MUSEUM、野洲町教育委員会、の諸機関、そして井上喜久男、岸本隆雄、田中照久、谷清右衛門、西井逸男、西本正夫、畠中章良、古川与志継、本田修平、矢部良明、山本貞彦各氏の学恩を頂いた。記して深く感謝致します。

（まつざわ おさむ：調査整理課技術主任）

編集後記

紀要第17号をお届けいたします。今号は8本の原稿を掲載することができました。内容等も、縄文時代から近世にまで至る、様々な時代を対象にしています。

この紀要を職員の研究活動の成果として、今後もさらに研鑽をつんでいきたいと考えておりますので、皆様からの積極的なご叱正・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(K.S.)

平成16年(2004年)3月

紀要 第17号

編集・発行：財団法人滋賀県文化財保護協会

滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2

TEL：(077) 548-9780

FAX：(077) 543-1525

URL：<http://www.shiga-bunkazai.jp>

E-mail：mail@shiga-bunkazai.jp

印刷・製本：宮川印刷株式会社